

# 陳 情 文 書 表

1 件 名 「臓器移植に関わる不正な臓器取引や移植目的の渡航等を防止し、国民が知らずに犯罪に巻き込まれることを防ぐための環境整備等を求める意見書提出」採択に関する陳情書

2 受 理 番 号 陳情第1号 令和7年11月21日受理

3 陳 情 者 一般社団法人 中国における臓器移植を考える会  
代表 丸山 治章

## 4 要 旨

世界では移植用臓器の不足を背景に、不正な臓器取引や移植目的の渡航が深刻化しており、人権侵害や医療倫理の危機に直面している。この深刻な状況に対し、国際社会は具体的な行動を起こしている。国際移植学会（TTS）および国際腎臓学会（ISN）は2008年に人の臓器の取引や臓器摘出のための人身取引は禁止され、犯罪とされるべきである、各国政府や医療従事者は自国住民の移植ツーリズムへの関与を予防、阻止する方策を実行すべきである等とする臓器取引と移植ツーリズムに関するイスタンブル宣言を声明した。

臓器移植に関する法律の制定や法改正については、2008年のイスラエルを皮切りに、2010年スペイン、2015年イタリア、2015年台湾、2019年カナダ、2019年ベルギー、2022年英国、2024年豪州が行っております。このように、国際社会は、不正な臓器取引や移植目的の渡航について、深刻な人道問題及び医療倫理上の問題、さらには、国民の生命の問題として認識し、その問題解決に向けて具体的な行動を強めている。

我が国においては、日本移植学会、日本臨床腎移植学会、日本内科学会、日本腎臓学会、日本透析医学会が、2022年4月に、移植の恩恵は、非倫理的行為や搾取的な行為に依存することなく、必要とする人々に分配されなければならない等とするイスタンブル宣言2018 5学会共同声明を表明しているが、それに対応する環境整備は不十分で、国際的な潮流に後れをとっている。

公益社団法人日本臓器移植ネットワークによれば、現在、国内では約16,500人の人が移植を希望し登録しているが、臓器提供は年間で約100件程度となっており、圧倒的なドナー不足が大きな課題となっている。この現状から、海外での臓器移植を求め渡航する人は後を絶たず、2023年に発表された厚生労働省の調査では、海外での臓器移植手術後、国内の医療機関に通院している患者数は、2023年3月末時点で543人に上っている。

海外での臓器移植について、臓器提供元のはっきりしない斡旋を行っている事業者もあり、依然として渡航移植の危険性が存在している。実際、海外での臓器移植を希望する患者に対し、国の許可を受けずに臓器提供を斡旋したとして、NPO法人の理事が実刑判決を受けた。

さらに、早期の臓器移植を願い、斡旋団体へ何千万円もの渡航移植費用を支払ったにも関わらず、海外の医療施設での手術の後、間もなく亡くなった日本人レシピエントも複数報告されている。そして、海外で臓器移植手術を受けた患者が帰国後、国内の病院での診療を希望したが、病院側が「臓器売買や移植ツーリズムに関与しない」との方針で診療を拒否した。この対

応を不服とした患者は、医師法第19条の応召義務違反を主張し、病院側に損害賠償を求める裁判を起こした。このように、医療関係者も突如として訴訟リスクを負う事態も生じている。

これらの状況を踏まえ、貴市議会においては、国会及び政府に対し、臓器移植に関わる不正な臓器取引や移植目的の渡航等を防止し、国民が知らずに犯罪に巻き込まれることを防ぐための環境整備等を求める意見書を提出されるよう強く要請する。

## 5 付 託 委 員 会 教育民生常任委員会

# 陳情文書表

1 件 名 「mRNAワクチン（レプリコンワクチンを含む）接種事業中止の意見書提出」採択に関する陳情書

2 受理番号 陳情第2号 令和8年1月8日受理

3 陳情者 宇井 淳

4 要旨

全国の市民が行った「コロナワクチン接種データ開示請求プロジェクト」の全国124の市町村、4,200万回接種後死亡観測データ（令和7年12月25日時点）によると、コロナワクチン接種当日と翌日の死者は594人となっている。また、死者の新型コロナワクチン接種者の死亡記録を見ると、最後のコロナワクチン接種から約3～4か月後に死者のピークがあり、接種後の半年以上もの期間で死亡率が上昇している。これらの死因は特定されていないが、看過できるものではない。

新型コロナワクチン接種による予防接種健康被害救済認定数（令和7年12月23日時点）は、累計進達受理件数14,660件、累計認定数9,412件、死亡一時金または葬祭料に係る件数を含む累計認定数1,059件となっている。しかし冒頭の自治体から開示されたデータを踏まえると、これらの数字は氷山の一角であることが明確である。

新型コロナワクチンで使用されたメッセンジャーRNAワクチン（以下「mRNAワクチン」という。）は、「標的細胞」が特定されぬまま特例承認として接種が開始された。筋肉注射された薬液は全身をめぐるため、あらゆる細胞がmRNAを取り込む可能性があり、その結果スパイクタンパク質を発現した細胞は自身の免疫機能の攻撃を受ける。このスパイクタンパク質は、当初すぐに分解されると説明されていたが、接種後長期にわたり検出されたという論文が発表されている。また、mRNAワクチンの繰り返し接種では、IgG4の誘導等による免疫抑制などが懸念されており、人体への影響は長期に及ぶものと考える。厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部長および厚生労働省医薬・生活衛生局長から各都道府県知事に出された「定期の予防接種等による副反応疑いの報告等の取扱いについて」の一部改正等について（令和6年8月8日感発0808第5号、医薬発0808第1号）の中でも、mRNAワクチン接種後の長期にわたる影響、発症までの期間が長くなることなどに触れられており、現時点でのmRNAワクチンの安全性の検討は不十分であると考える。

以上の理由により、mRNAワクチンの国民への接種を中止することについて、意見書を国に対して提出するよう求める。

5 付託委員会 教育民生常任委員会